

申告期間 2/16～3/16

平成 21 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は申告が必要です。

●平成 21 年度（平成 20 年分）所得税・住民税（市県民税）申告相談

平成 21 年度（平成 20 年分）所得税・住民税（市県民税）申告相談を下記のとおり行います。申告期間中は、混雑を緩和するため地区別に期日を設定させていただきましたが、ご都合に合わない場合は、他の期日のすべての会場で申告をすることが可能です。

申告期限が近づくにつれ大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。



●日程表

申告会場	麻生会場	北浦会場	玉造会場	潮来税務署
	麻生庁舎（第 2 庁舎） 2 階 第 3 会議室	北浦庁舎 2 階 第 1 会議室	玉造庁舎 2 階 第 1 会議室	潮来税務署 1 階 事務室
受付時間	【午前の部】午前 8 時 30 分～11 時 30 分 【午後の部】午後 1 時 00 分～4 時 00 分			午前 9:00～午後 4:30
申告相談内容	○すべての住民税申告 ○一般的な所得税申告（白色の事業申告・還付申告等）			○所得税・消費税・贈与税・その他税申告に関すること
受付できないもの	青色申告・消費税・株式・譲渡所得・住宅借入金等特別控除（初年度）など			
指定日	対象地区	対象地区	対象地区	対象地区
2 月 16 日（月）				
2 月 17 日（火）				
2 月 18 日（水）	麻生地区		玉川地区	
2 月 19 日（木）		津澄地区		
2 月 20 日（金）				
2 月 23 日（月）				
2 月 24 日（火）	太田地区		手賀地区	
2 月 25 日（水）				
2 月 26 日（木）				
2 月 27 日（金）				
3 月 2 日（月）	大和地区	要地区	玉造地区	全ての地区
3 月 3 日（火）				
3 月 4 日（水）				
3 月 5 日（木）				
3 月 6 日（金）	行方地区		現原地区	
3 月 9 日（月）				
3 月 10 日（火）				
3 月 11 日（水）		武田地区		
3 月 12 日（木）	小高地区		立花地区	
3 月 13 日（金）				
3 月 16 日（月）				

※所得税の還付申告は上記期間前に、税務署及び神栖会場でも申告受付が出来ます。
（詳しくは、市報行方お知らせ版 1 月号に掲載されています。）

●申告の必要な方

- ① 事業所得（農業・営業等）のあった方
 - ② 不動産・配当・利子などの所得があった方
 - ③ 給与所得者で給与以外に所得があった方
 - ④ 給与所得のみで平成 20 年中に退職した方、又は年末調整をしていない方
（給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方を含む）
 - ⑤ 公的年金所得のみで所得税が源泉徴収されている方、社会保険庁などに申告した以外の諸控除を受けようとする方、又は公的年金以外に所得があった方
 - ⑥ 生命保険・郵便局など保険契約に基づく一時所得のあった方
 - ⑦ 土地・家屋等の資産譲渡のあった方
 - ⑧ 障害者年金や遺族年金を受けている方
- 注）平成 20 年中に収入がなかった方も所得証明・非課税証明の発行や国民健康保険税の軽減措置を受けられない等の不利益が生じますので、申告が必要となります。

●申告の必要のない方

- ① 給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
 - ② 未成年者で所得のない方
- 注）税務署で所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告は不要です。

●申告に必要なもの ☐ 持参するものにチェックしてください。

給 与 ・ 年 金 所 得 者	☐ 印鑑 ☐ 給与源泉徴収票 ☐ 年金源泉徴収票
事業所得者（農業、漁業、営業、不動産等）	☐ 印鑑 ☐ 収支内訳書（必ず作成してご持参ください）
控 除 を 受 け る 方	☐ 生命保険料控除証明書 ☐ 地震保険料控除証明書 ☐ 医療費の領収書 ☐ 国民年金保険料領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社からの補填がある場合は明細書も必要となります。また、医療費の領収書は、予め整理し、まとめて持参ください。
住宅借入金等特別控除	☐ 印鑑 ☐ 登記簿謄本又は抄本 ☐ 住民票 ☐ 年末借入残高等証明書 ☐ 売買契約書又は請負契約書の写し ☐ 建築確認通知書等の写し（増改築のみ）
そ の 他	※還付が予想される方は、金融機関名及び口座番号（本人名義）のわかるもの。 ※申告内容によっては、上記以外に必要となる場合もあります。

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で認知症や寝たきり度（日中ベット上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準をこえる方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

また、寝たきりの方のオムツに係る費用の医療費控除の取り扱いもございますので、市役所介護福祉課（☎ 0299-55-0111）までお問い合わせください。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方は住民税（所得割）から控除されます。

平成 20 年分の所得税から住宅ローン控除を引ききれない額が発生した場合、平成 21 年 1 月 5 日より 3 月 16 日までに、税務署又は市役所（税務課）へ「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。（平成 11 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日までに入居された方が対象となります。）

【問合せ】

◎住民税や一般的な所得税の申告についての問合せは
市役所税務課市民税グループ ☎ 0299-72-0811

◎所得税・消費税・贈与税等の申告全般についての問合せは
潮来税務署 ☎ 0299-66-6931（自動音声案内で 1 を選択）

今月の税金（1月）

○国民健康保険税 第7期

納付期限（口座振替）は
2月2日です。忘れずに納付
しましょう。

来月の税金（2月）

○国民健康保険税 第8期

納付期限（口座振替）は
3月2日です。

1月から3月まで 玉造・北浦庁舎で納税相談ができます。

現在、納付のことで困っている方、税の納付の仕方についてご相談をお受けいたします。本人以外の方の相談の場合には委任状が必要です。例えば奥さんの納税に関して、ご主人が相談においてになる場合には、委任状が必要となりますので注意して下さい。相談は予約制で行いますので希望する相談日の1週間前に予約してください。予約の詳しい内容は各庁舎へ問合せて下さい。なお、麻生庁舎では土日祝日を除いて、いつでも相談を受けることができます。

【納税相談の予約問合せ先】

麻生庁舎 収納対策課 0299-72-0811

北浦庁舎 総合窓口課 0291-35-2111

玉造庁舎 総合窓口課 0299-55-0111

納税相談に必要なもの

- ・1ヶ月間の収支が分かるもの（給与明細や支出明細等）
- ・認印
- ・委任状（本人以外の場合）

委任状の書き方

委任状	
受任者 住所 氏名	
上記の者を代理人と定め、〇〇〇に関する権限を委任します。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
委任者 住所 氏名	印

納税相談日

玉造庁舎		北浦庁舎	
1月14日	(水)	1月7日	(水)
1月28日	(水)	1月21日	(水)
2月4日	(水)	2月12日	(木)
2月18日	(水)	2月25日	(水)
3月4日	(水)	3月11日	(水)
3月18日	(水)	3月25日	(水)

麻生庁舎は土日祝日を除いて9:00から17:30です。

用紙サイズ A4版

納付書の扱いについて

平成20年度から市税の納付書にはバーコードが入ったものが送付されています。そのため、従来の金融機関、郵便局、各市役所窓口課に加えてコンビニエンスストアでも納付が出来るようになりました。

しかしコンビニでは納期限を過ぎてしまった納付書では納めることが出来ません。もし納期限を過ぎてしまった場合は、コンビニ以外の機関へお手持ちの納付書を持参して納付して下さい。

納付書

①領収書

②郵便局領収書

納期限

バーコード

領収書は7年間保管して下さい。

注1) 1件が30万円を超える納付書、バーコードが印刷されていない納付書はコンビニでの納付はできません。

注2) 納期限が過ぎ、督促状が届いてから納付する場合、督促手数料100円が掛かります。

更に納付しない場合は、法律で決まった延滞金が増算されますので注意して下さい。